



けいせん情報

気になる情報

検索



税

住民課
税務係

住宅のバリアフリー改修に伴う 固定資産税の減額措置について

高齢者、障害者等の方が居住される既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度分のみ、改修された住宅の固定資産税を、3分の1に減額（100㎡分までを限度）する措置の受付を行っています。

減額を受けようとする納税者の方は、改修工事終了後3ヶ月以内に申告書（役場備付け）に必要な書類を添付して、桂川町役場 住民課（税務係）に申告してください。



【対象となるバリアフリー改修工事】

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取替え
- ⑧ 床表面の滑り止め化

【改修工事の金額要件】

改修工事において補助金を除き自己負担金が30万円以上かつた場合に該当します。

【適用要件】

次の要件(1)を満たす住宅で、かつ、要件(2)のいずれかに該当する方に適用されます。



要件(1)

平成19年1月1日に既に存在していた住宅（賃貸住宅は除く）で平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に改修工事が完了したものの

要件(2)

- ① 65歳以上の者
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている者
- ③ 障害者等（地方税法施行令第7条各号に掲げる者）

問合せ先

住民課 税務係
☎ 65・1076